

別紙

特例適用農地等に係る特定農業生産法人
の農業経営に関する明細書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

受贈者の氏名	
--------	--

租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第10項の規定による届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細は、次のとおりです。

1 届出書の提出期限を含む事業年度開始の前期の事業年度における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地番	地目	面積 (内作付面積)	作付期間 (種類品名等)	生産量・ 飼育頭羽数 kg(頭羽)	出荷量 kg(頭羽)	主な出荷先(氏名・名称)	収入金額
			()	~ ()				
			()	~ ()				
			()	~ ()				
			()	~ ()				
			()	~ ()				
			()	~ ()				
			()	~ ()				
			()	~ ()				
			()	~ ()				
			()	~ ()				
			()	~ ()				
			()	~ ()				
合計			()					

(裏)

使用目的及び記載要領

この明細書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受ける人が、継続届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する事項を記載するために使用します。

- 1 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
(注) 下記4との関係で、例えば、番号1として数欄使用する場合がありますので留意してください。
- 2 「農地等の所在地番」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- 3 「面積（内作付面積）」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。
- 4 「作付期間（種類品名等）」欄は、1筆の農地又は採草放牧地について、1年間で複数の作物等の生産をしている場合には、例えば「1月～3月」（ ）、 「4月～6月」（ ）等と具体的に記載してください。
- 5 「収入金額」欄は、その農地等に係る収穫物の販売金額を記載してください。
なお、各筆ごとの販売金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。
- 6 作付期間や作付の種類などからみて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、 市 区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。
なお、この場合の農地等の所在地欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか 筆」というように記載してください。